



令和5年度(2023年度)生

箕面市奨学生【追加】募集要項 【貸与型奨学金】

箕面市では、高等学校等へ進学するにあたり、経済的理由により
修学が困難な方を対象として、奨学金を貸与します。

1 資格要件 【以下の①～③の資格のいずれにも該当することが必要です。】

- ① 本校生徒であること
- ② 保護者が箕面市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているかた
 - ・ 外国籍のかたも貸与の対象となります。ただし、留学生は奨学資金の貸与対象とはなりません。また、返還期間については、在留資格の有する期間とします。
- ③ 経済的理由により修学が困難なかた
 - ・ 申請者の属する世帯の構成員全員の総所得金額等の合計額の総額が、生活保護法に規定する需要額(生活保護基準額)の1.5倍の範囲内にあるかたが対象となります。
※給与収入の場合の総所得金額等の合計額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(申告分離税の所得がある場合には加算した金額)から、損失の繰越控除がある場合には、それを適用して計算したもの。

【例：4名家族(父45歳、母43歳、本人16歳、弟14歳(中学生)借家/家賃51,000円)の場合】

→ 約449万円(基準年度・世帯構成数・個人年齢・就学状況・住宅状況等によって異なります。)

2 募集人数

公立：20人程度 私立：18人程度

3 貸与金額

下表の金額①及び②のうち、どちらか低い額の範囲内で、月額(公立等：12,500円、私立等：25,000円)を整数倍した額を貸与します。

学校区分	金額①	金額②
公立	月額12,500円に申請月以降の当該学年残月数を乗じた額	申請月以降、当該学年において学校等に納入する(又は必要な)費用の額
私立	月額25,000円に申請月以降の当該学年残月数を乗じた額	

※ 詳細は進路指導部まで
募集要項をお渡しします。